

盛岡市観光文化交流館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市観光文化交流館条例</p> <p>平成12年3月30日条例第19号</p> <p>改正 略</p> <p><u>令和7年 月 日条例第 号</u></p> <p>盛岡市観光文化交流館条例</p> <p>第1条から第12条まで 略 (使用料等)</p> <p>第13条 使用者から別表第1号及び第2号に定める使用料を徴収する。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、附属の設備を使用する者から規則で定める使用料を徴収する。</p> <p>3 啄木・賢治館の入館料は、無料とする。</p> <p>4 観光文化交流館の駐車場に自動車を入庫させた者（以下「駐車場使用者」という。）から別表第3号に定める駐車料金を徴収する。</p> <p>5 市長は、駐車場使用者が自動車を入庫させる際に交付を受けた駐車整理券を破損し、又は紛失したため入庫時刻の確認ができないときは、当該自動車を入庫させた日の午前7時に入庫させたものとみなして駐車料金を算定する。</p> <p>6 第1項及び第2項の使用料は許可の際に、第4項の駐車料金は自動車を出庫させる際に徴収する。ただし、第2項の使用料は、規則で定める日までに徴収することができる。</p> <p>第14条から第25条まで 略</p> <p>附 則 略</p> <p><u>附 則（令和7年条例第 号）</u></p> <p>1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。</p> <p>2 改正後の盛岡市観光文化交流館条例の規定は、この条例の施行の日以後に於ける盛岡市観光文化交流館条例第5条第1項又は第6条の許可に係る使</p>	<p>○盛岡市観光文化交流館条例</p> <p>平成12年3月30日条例第19号</p> <p>改正 略</p> <p>盛岡市観光文化交流館条例</p> <p>第1条から第12条まで 略 (使用料等)</p> <p>第13条 使用者から別表第1号及び第2号に定める使用料を徴収する。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、附属の設備を使用する者から規則で定める使用料を徴収する。</p> <p>3 啄木・賢治館の入館料は、無料とする。</p> <p>4 観光文化交流館の駐車場に自動車を入庫させた者（以下「駐車場使用者」という。）から別表第3号に定める駐車料金を徴収する。</p> <p>5 市長は、駐車場使用者が自動車を入庫させる際に交付を受けた駐車整理券を破損し、又は紛失したため入庫時刻の確認ができないときは、当該自動車を入庫させた日の午前7時に入庫させたものとみなして駐車料金を算定する。</p> <p>6 第1項及び第2項の使用料は許可の際に、第4項の駐車料金は自動車を出庫させる際に徴収する。ただし、第2項の使用料は、規則で定める日までに徴収することができる。</p> <p>第14条から第25条まで 略</p> <p>附 則 略</p>

改正後							改正前													
用料（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が管理する観光文化交流館にあっては、その利用に係る料金。以下同じ。）について適用し、同日前にしたこれらの許可に係る使用料については、なお従前の例による。別表（第13条関係）																				
(1) 第5条第1項の許可に係る施設の使用料																				
区分		午前9時から	午後1時から	午後5時30分から午後9時まで	午前9時から	午後1時から	午後9時から午後9時30分まで	午前9時から	午後1時から	午後5時30分から午後9時まで	午前9時から	午後1時から	午前9時から午後9時30分まで							
おで って ホー ル	入場 料を 徴収 しな い場 合	土曜 日及 び休 日	5,400円	8,550円	9,750円	13,950	18,300	23,700	3,600円	5,700円	6,500円	9,300円	12,200	15,800						
		その 他の 日	4,800円	6,600円	8,550円	11,400	15,150	19,950	3,200円	4,400円	5,700円	7,600円	10,100	13,300						
1,000 円未 満の 入場 料を 徴収 する 場合		土曜 日及 び休 日	6,000円	9,750円	12,000	15,750	21,750	27,750	4,000円	6,500円	8,000円	10,500	14,500	18,500						
		その 他の 日	5,400円	8,550円	10,200	13,950	18,750	24,150	3,600円	5,700円	6,800円	9,300円	12,500	16,100						
1,000		土曜	6,600円	10,200	12,600	16,800	22,800	29,400	4,400円	6,800円	8,400円	11,200	15,200	19,600						

改正後									改正前									
リ リ ー	円以上 2,000	日及び休日		円	円	円	円	円		円以上 2,000	日及び休日				円	円	円	
	円未満の入場料を徴収する場合	その他の日		5,400円	9,150円	10,950円	14,550円	20,100円	25,500円	円未満の入場料を徴収する場合	その他の日		3,600円	6,100円	7,300円	9,700円	13,400円	17,000円
	2,000円以上の入場料を徴収する場合	その他の日	土曜日及び休日	7,950円	10,950円	14,400円	18,900円	25,350円	33,300円	2,000円以上の入場料を徴収する場合	その他の日	土曜日及び休日	5,300円	7,300円	9,600円	12,500円	16,900円	22,200円
	リハーサル室			6,600円	9,750円	11,400円	16,350円	21,150円	27,750円	リハーサル室			4,400円	6,500円	7,600円	10,900円	14,100円	18,500円
	おでってギャラ	入場料を徴収しない場合		3,000円	4,500円	6,000円	7,500円	10,500円	13,500円	おでってギャラ	入場料を徴収しない場合		2,000円	3,000円	4,000円	5,000円	7,000円	9,000円
	1,000円未満の入場料を徴収する場合		1,000円未満の入場料を徴収する場合	4,500円	6,750円	9,000円	11,250円	15,750円	20,250円	1,000円未満の入場料を徴収する場合	1,000円未満の入場料を徴収する場合		3,000円	4,500円	6,000円	7,500円	10,500円	13,500円
	1,000円以			6,000円	9,000円	12,000円	15,000円	21,000円	27,000円	1,000円以			4,000円	6,000円	8,000円	10,000円	14,000円	18,000円

改正後							改正前							
	上の入場料 を徴収する 場合			円	円	円	円		上の入場料 を徴収する 場合			円	円	円
大会議室	4,650円	6,150円	8,700円	10,800円	14,850円	19,500円		大会議室	3,100円	4,100円	5,800円	7,300円	9,900円	13,000円
特別会議室	3,000円	4,050円	5,550円	7,050円	9,600円	12,600円		特別会議室	2,000円	2,700円	3,700円	4,700円	6,400円	8,400円
第1会議室	1,800円	2,400円	3,300円	4,200円	5,700円	7,500円		第1会議室	1,200円	1,600円	2,200円	2,800円	3,800円	5,200円
第2会議室	1,800円	2,400円	3,300円	4,200円	5,700円	7,500円		第2会議室	1,200円	1,600円	2,200円	2,800円	3,800円	5,200円

備考

- 「入場料」とは、入場料、会費その他名称のいかんを問わず、その催しにつき入場の対価として徴収する金銭をいう。
- 入場料の額に段階がある場合は、最高の入場料の額によりこの表を適用する。
- 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）及び12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。以下同じ。）をいう。
- 営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合の使用料の額は、おでってホールについては2,000円以上の入場料を徴収する場合の使用料の額の、ギャラリーおでってについては1,000円以上の入場料を徴収する場合の使用料の額の、その他の施設についてはそれぞれこの表により算定した額の、3倍に相当する額の範囲内で規則で定める額とする。
- 専ら準備、撤去若しくは練習のために使用し、又は後刻の催しのために使用する場合の使用料の額は、入場料を徴収しない場合の使用料の額の7割に相当する額とする。
- 使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間

備考

- 「入場料」とは、入場料、会費その他名称のいかんを問わず、その催しにつき入場の対価として徴収する金銭をいう。
- 入場料の額に段階がある場合は、最高の入場料の額によりこの表を適用する。
- 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）及び12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。以下同じ。）をいう。
- 営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合の使用料の額は、おでってホールについては2,000円以上の入場料を徴収する場合の使用料の額の、ギャラリーおでってについては1,000円以上の入場料を徴収する場合の使用料の額の、その他の施設についてはそれぞれこの表により算定した額の、3倍に相当する額の範囲内で規則で定める額とする。
- 専ら準備、撤去若しくは練習のために使用し、又は後刻の催しのために使用する場合の使用料の額は、入場料を徴収しない場合の使用料の額の7割に相当する額とする。
- 使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間

改正後	改正前												
<p>を超える場合の使用料の額は、この表により算定した額に、その超える時間1時間につき、午前9時前の場合は午前9時から正午までの、正午から午後5時までの場合は午後1時から午後5時までの、午後5時後の場合は午後5時30分から午後9時30分までの使用時間区分の使用料の額の時間割計算による額の1.5倍に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間に、30分未満の端数があるときはこれを切り捨て、30分以上1時間未満の端数があるときはこれを1時間に切り上げるものとする。</p> <p>7 この表により算定した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(2) 第6条の許可に係る施設の使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>使用料</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広場</td><td>1時間までごとに1,500円の範囲内で規則で定める額</td></tr> <tr> <td>ロビー</td><td>無料</td></tr> </tbody> </table> <p>(3) 略</p>	区分	使用料	広場	1時間までごとに1,500円の範囲内で規則で定める額	ロビー	無料	<p>を超える場合の使用料の額は、この表により算定した額に、その超える時間1時間につき、午前9時前の場合は午前9時から正午までの、正午から午後5時までの場合は午後1時から午後5時までの、午後5時後の場合は午後5時30分から午後9時30分までの使用時間区分の使用料の額の時間割計算による額の1.5倍に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間に、30分未満の端数があるときはこれを切り捨て、30分以上1時間未満の端数があるときはこれを1時間に切り上げるものとする。</p> <p>7 この表により算定した使用料の額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。</p> <p>(2) 第6条第1項の許可に係る施設の使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>使用料</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広場</td><td>1時間までごとに1,000円の範囲内で規則で定める額</td></tr> <tr> <td>ロビー</td><td>無料</td></tr> </tbody> </table> <p>(3) 略</p>	区分	使用料	広場	1時間までごとに1,000円の範囲内で規則で定める額	ロビー	無料
区分	使用料												
広場	1時間までごとに1,500円の範囲内で規則で定める額												
ロビー	無料												
区分	使用料												
広場	1時間までごとに1,000円の範囲内で規則で定める額												
ロビー	無料												